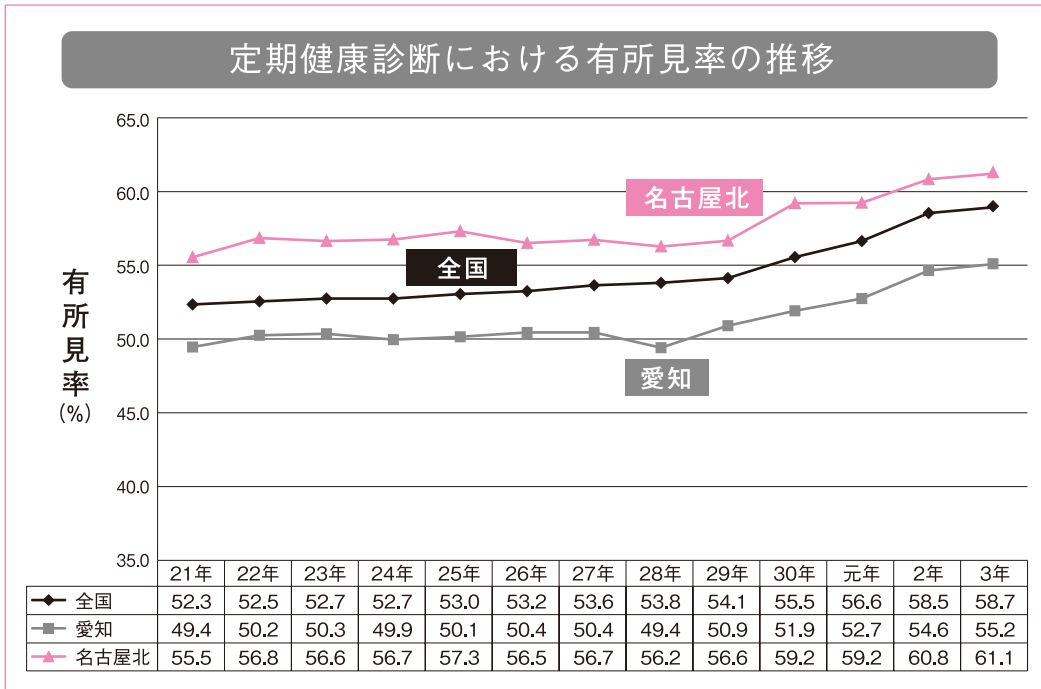


令和3年の健康診断結果報告書の取りまとめ結果

— 名古屋北労働基準監督署 —

(グラフ1)



定期健康診断の有所見率は引き続き高い値

労働基準監督署では、管内の事業場から受理した定期健康診断結果報告書及び有機溶剤、特定化学物質などの特殊健康診断結果報告書の情報を分析し、行政施策の基礎資料としています。

今般、令和4年度全国労働衛生週間を迎えるにあたり、名古屋北労働基準監督署（管轄：名古屋市中区、北区、東区、守山区、小牧市、春日井市）が令和3年に受理した健康診断結果報告書を取りまとめましたのでお知らせします。

定期健康診断の有所見率は、全国、愛知、当署管内とも長期的に増加傾向を示しています。

令和3年に実施した定期健康診断では（グラフ1）、全国58・7%と前年から0・2ポイント増加、愛知55・2%と前年より0・6ポイント増加しています。当署管内では61・1%となり、前年より0・3ポイント増加し、引き続き全国、愛知より高い値となりました。

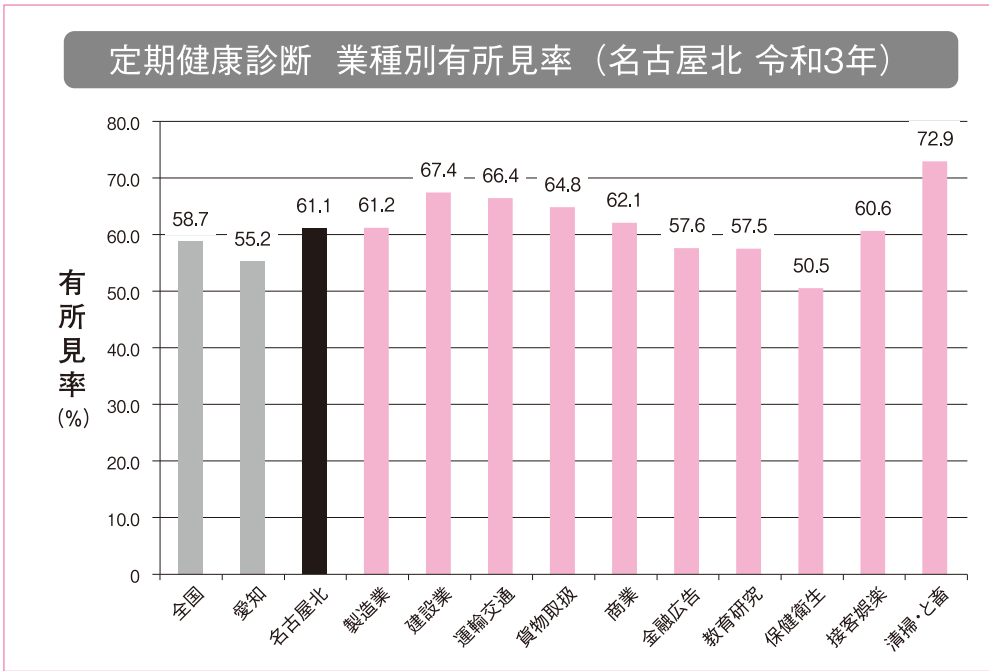
また、令和3年の有所見率を業種ごとに見てみますと（グラフ2）、清掃・と畜業（72・9%）、建設業（67・4%）、運送業（66・4%）、貨物取扱業（64・8%）などの現業作業を多く行っている業種で高い値となっています。

検査項目ごとの有所見率では（グラフ3）、血中脂質が33・6%で最も高い値となり、続いて肝機能の17・9%、血圧の17・0%となりました。

有機溶剤、特定化学物質、電離放射線、鉛業務を対象とした特殊健康診断では（グラフ4）、有機溶剤の有所見率は3・5%、特定化学物質0・9%、電離放射線4・5%、鉛0・6%となっています。

定期健康診断結果から、2人に1人が何らかの所見を抱えながら働いておられます。疾病や障害を抱える労働者の中には、仕

(グラフ2)



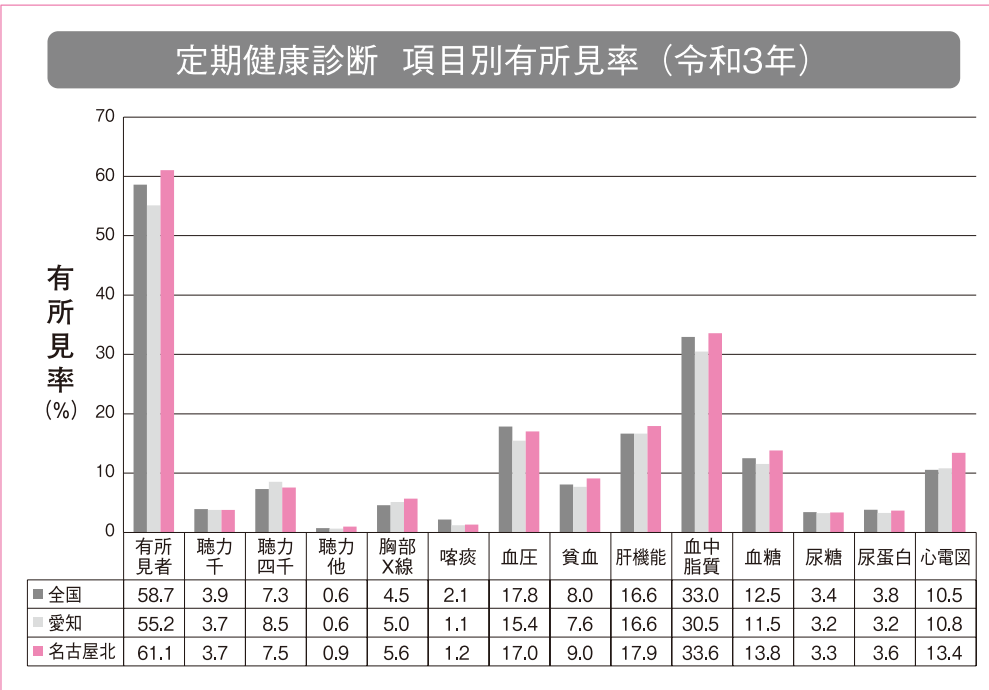
事上の理由で適切な治療を受けられない場合や職場の理解、支援体制不足により離職に至る場合が

あります。一方、医学の進歩により「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化しつつあり、

病気になるから必ずしも離職しなければならないという状況ではなくなっています。

こうした状況の中「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が公表さ

(グラフ3)

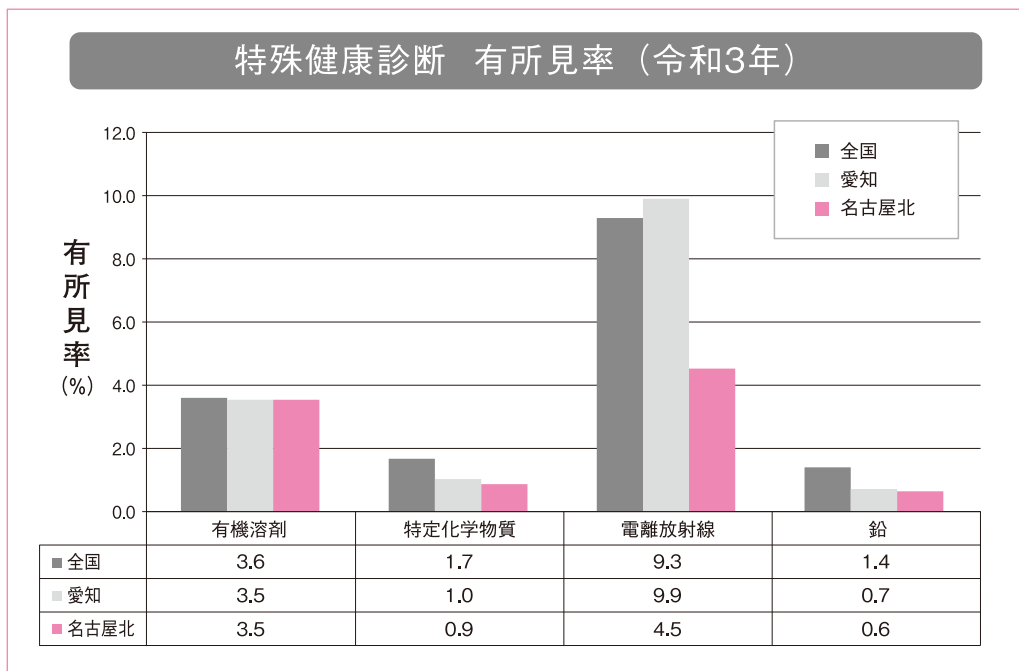


れ、治療と職業生活を両立しやすい休暇制度・勤務制度の導入など環境整備、治療と職業生活の両立支援の進め方などが掲載されており。特にがん・脳卒中・肝疾患・難病などについての留意すべき事項が取りまとめられております。

令和4年度も全国労働衛生週間が全国一斉に実施されます。本年度は、「あなたの健康があつてこそ笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間としています。

令和3年の新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上の労働災害は、全国で19000人以上発生しております。皆様の事業場におかれましても留意すべき「取組の5つのポイント」など事業場での感染予防対策の徹底、継続しつつ、全国労働衛生週間の実施をお願いします。

(グラフ4)



事業場における治療と
職業生活の両立支援の
ためのガイドライン



新型コロナウイルス感
染症感染防止対策
組の5つのポイント
取 感

歯科健康診断結果報告の改正

令和4年10月1日施行

— 労働者数にかかわらず歯科健康診断の報告が必要になります —

愛知労働局

- 労働安全衛生法第66条第3項及び労働安全衛生規則第48条に基づき、有害な業務(※)に従事する労働者に対しては、雇入れ・配置替え等の際及び、その後6か月以内ごとに一回、定期的に、歯科健康診断を行うことが必要です。
- 法令改正により、歯科健康診断を行った事業者は、**労働者数にかかわらず、遅滞なく歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出**することが必要となりました。
- 現行の「定期健康診断結果報告書(安衛則様式第6号)」から、歯科健康診断に係る記載欄を削除し、新たに「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2)」が作成されるなど、所要の改正が行われます。

※有害な業務:労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第22条第3項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されています。

食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業の皆様

令和5年4月1日から

職長等に対する安全衛生教育の対象業種が拡大されます!

厚生労働省

- 労働安全衛生法第60条により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(以下「職長等」という)に対し、安全衛生教育(以下「職長教育」という)を行わなければならないとされています。

令和5年4月1日から、労働安全衛生法施行令第19条で定める業種に、以下の2業種が追加され、職長教育の実施が必要となりますので、ご注意ください。

**【追加業種】 食料品製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く)
新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業**

なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、従前から職長教育の対象業種となっており、本改正により、全ての食料品製造業(日本標準産業分類の「中分類09食料品製造業」に該当する業種)が職長教育の対象となります。